

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3月12日
【会社名】	三井住友信託銀行株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大 山 一 也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03 (3286) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長 加 藤 祐 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03 (3286) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総合資金部副部長 府 川 剛 士
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年 3月20日）から 2年を経過する日（2028年 3月19日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債】

未定

2 【売出しの条件】

未定

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月18日関東財務局長に提出
事業年度 第14期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第15期（自 2026年4月1日 至 2027年3月31日） 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第14期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月27日関東財務局長に提出
事業年度 第15期中（自 2026年4月1日 至 2026年9月30日） 2026年11月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第16期中（自 2027年4月1日 至 2027年9月30日） 2027年11月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年3月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年3月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2026年3月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5)目標とする経営指標」に記載されている、三井住友トラストグループの2025年度の予想数値は、当該有価証券報告書の提出日時点の予想数値であり、本発行登録書提出日（2026年3月12日）現在における予想数値とは異なっております。当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日（2026年3月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友信託銀行株式会社 本店
（東京都千代田区丸の内一丁目4番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし